

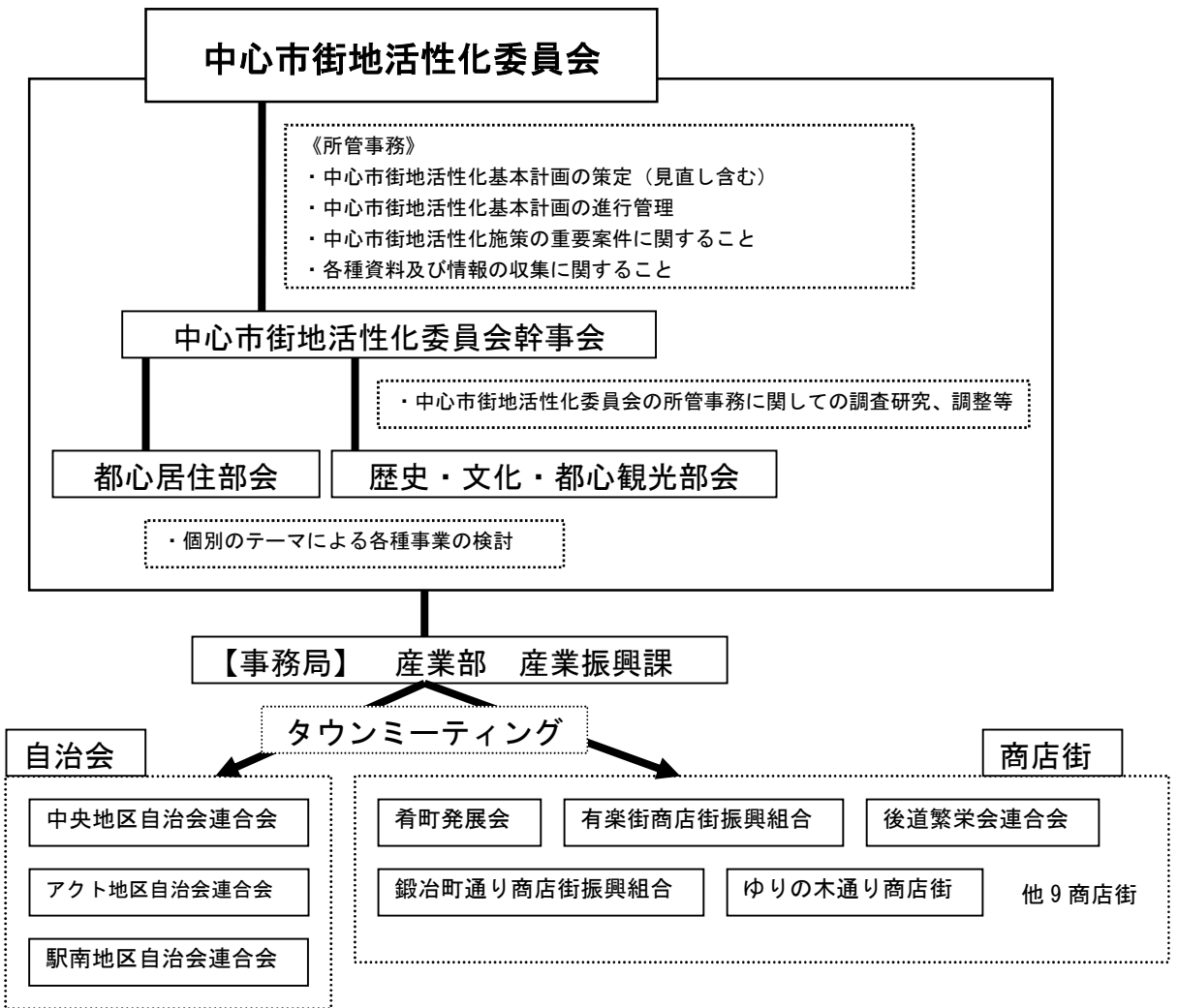
9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

浜松市中心市街地活性化基本計画の策定（見直しを含む。）及び進行管理を行うとともに、中心市街地活性化施策の重要案件について、まちづくり業務に係る担当部課の連携により総合的な協議・調整を行い、中心市街地活性化計画の円滑で効率的な推進を図ることを目的に、庁内連携組織として平成11年に「中心市街地活性化委員会」を設置した。

また、当該委員会の所管事務に関して、調査研究、調整等を行うための「中心市街地活性化委員会幹事会」を設置するとともに、中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、個別のテーマによる各種事業の検討が必要であると考え、「都心居住」及び「歴史・文化・都心観光」の2つをテーマとして幹事会担当課及び追加担当課を加えて「都心居住部会」及び「歴史・文化・都心観光部会」を設置した。

さらに、当該基本計画が、商業者、地権者、地域住民等の多くの人々にとって、より地域に身近な計画となるよう計画区域内の商店街及び自治会とのタウンミーティングを広く実施することで、当該計画に反映させることとした。



＜浜松市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた検討経緯＞

中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、中心市街地活性化委員会、中心市街地活性化委員会幹事会及び部会において、下記のとおり検討を行った。

また、今期の基本計画をより市民にとって身近なものとしていくために下記のとおりタウンミーティングを実施し、基本計画策定の参考とした。

◆ 中心市街地活性化委員会

開催年月日	会議名及び議題
平成 26 年 6 月 11 日	第 1 回浜松市中心市街地活性化委員会 ・浜松市中心市街地活性化基本計画の策定について
平成 26 年 9 月 30 日	第 2 回浜松市中心市街地活性化委員会 ・浜松市中心市街地活性化基本計画の中間報告について

◆ 中心市街地活性化委員会幹事会及び部会

開催年月日	会議名及び議題
平成 26 年 6 月 24 日	第 1 回中心市街地活性化委員会幹事会 ・浜松市中心市街地活性化基本計画の策定について ・中心市街地活性化基本計画の各種事業の検討について
平成 26 年 7 月 8 日	歴史・文化・都心観光部会 ・歴史、文化、都心観光に係る事業について
平成 26 年 7 月 17 日	都心居住部会 ・都心居住に係る事業について
平成 26 年 8 月 21 日	第 2 回中心市街地活性化委員会幹事会 ・自治会、商店街とのタウンミーティング報告について ・内閣官房との協議の状況について ・浜松市中心市街地活性化協議会について

◆ 中心市街地活性化基本計画自治会及び商店街向けタウンミーティング

- 7月 8日 (火) 19:00～20:45 中央地区自治会連合会  
 7月 22日 (火) 14:00～15:30 肴町発展会他  
 7月 24日 (火) 13:30～15:00 有楽街振興組合他  
 7月 29日 (木) 14:00～15:30 鍛冶町通り商店街振興組合他  
 7月 29日 (木) 19:30～21:00 ゆりの木通り他  
 8月 7日 (木) 14:00～15:30 後道繁栄会連合会他  
 8月 19日 (火) 19:00～21:00 中央地区及びアクト地区自治会  
 9月 29日 (月) 19:00～20:30 駅南地区自治会連合会

合計 8 回 参加者 96 名

[ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 浜松市中心市街地活性化協議会の概要

1) 協議会の設立趣旨

本市では、これまで官民協働で活性化施策に取り組むため、平成 11 年～平成 15 年度までは「都心にぎわい市民会議」、平成 16 年度からは「都心再生戦略会議」を組織し、平成 10 年度に策定した中心市街地活性化基本計画の進捗管理をはじめ、様々な課題に対する対策や事業などについて協議を行ってきた。

その取り組みをさらに推進させるとともに、より実効性の高いものとしていくため、浜松商工会議所及び一般財団法人浜松まちづくり公社が共同設立者となって、平成 19 年 4 月 26 日に浜松市中心市街地活性化協議会(以下、「協議会」という。)を設立し、前期中心市街地活性化基本計画を策定した。

今期中心市街地活性化基本計画における協議会は、前期計画の委員構成に加え、平成 22 年度にまちなかの関係団体、企業が一堂に会して設立された浜松まちなかにぎわい協議会を中心に、浜松商工会議所のリーダーシップのもと自治会連合会や個別商店街などの参画を得て、強固で結束力の高い構成とした。

2) 協議会の役割

協議会の役割は、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条 9 項により下記に掲げる事項について協議し、浜松市に対し意見を述べる、または提案する。

- ・ 浜松市が作成しようとする基本計画
- ・ 認定基本計画
- ・ 認定基本計画の実施に関し必要な事項 等

なお、今期の計画策定にあたっては、協議会として、官民連携による各種事業等について積極的に提案することとしたため、新たに幹事会作業部会を設置した。

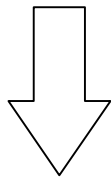
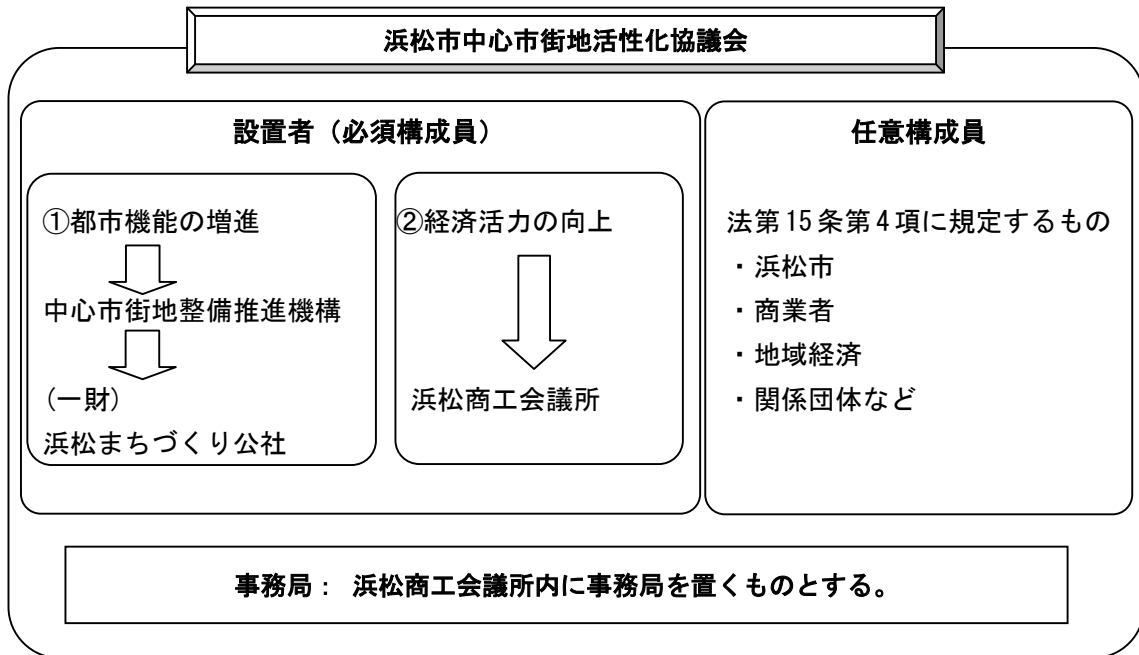
《開催状況》

開催年月日	議題
平成 26 年 6 月 6 日	1 委員追加・変更について 2 規約の変更について 3 経過説明 4 「地域活性化モデルケース提案書」について 5 中心市街地活性化基本計画法改正について 6 平成 25 年度事業報告(案)ならびに収支決算(案) 7 平成 26 年度事業計画(案)ならびに収支予算(案) 8 その他(作業部会の設置について)
平成 26 年 7 月 14 日	1 委員の追加について 2 作業部会進捗状況について 3 平成 26 年度予算変更(案)について

平成 26 年 8 月 19 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今期浜松市中心市街地活性化基本計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松市より報告</li> <li>・作業部会より報告</li> </ul> </li> <li>2 外部専門家委託について</li> <li>3 協議会の予算(案)について</li> </ol>
平成 26 年 9 月 25 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜松市中心市街地活性化基本計画について (中間報告)</li> <li>2 作業部会の検討状況について (意見交換)</li> <li>3 作業部会委員追加(案)について</li> </ol>
平成 26 年 10 月 30 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜松市中心市街地活性化基本計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明</li> <li>・意見交換</li> </ul> </li> </ol>
平成 26 年 11 月 26 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜松市中心市街地活性化基本計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見集約 等</li> </ul> </li> <li>2 作業部会の進捗状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>・経過報告</li> <li>・公共空間(鍛冶町大通り)の利活用について</li> </ul> </li> </ol>
平成 26 年 12 月 22 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜松市中心市街地活性化基本計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見集約及び承認 等</li> </ul> </li> </ol>
平成 27 年 3 月 23 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜松市中心市街地活性化基本計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定の報告</li> <li>・意見交換</li> </ul> </li> </ol>
平成 27 年 6 月 22 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員選任について</li> <li>2 平成 26 年度事業報告(案)ならびに収支決算(案)</li> <li>3 平成 27 年度事業計画(案)ならびに収支予算(案)</li> <li>4 浜松市中心市街地活性化基本計画の進捗状況</li> <li>5 浜松市中心市街地活性化基本計画の変更申請について</li> </ol>
平成 27 年 10 月 5 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 役員変更について</li> <li>2 浜松市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について</li> </ol>
平成 28 年 1 月 27 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜松市中心市街地活性化基本計画の変更について</li> <li>2 鍛冶町大通り利活用調査検討事業について</li> <li>3 インバウンド事業について</li> </ol>
平成 28 年 5 月 24 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 役員変更について</li> <li>2 平成 27 年度事業報告(案)ならびに収支決算(案)</li> <li>3 平成 28 年度事業計画(案)ならびに収支予算(案)</li> <li>4 浜松市中心市街地活性化基本計画の進捗状況</li> <li>5 浜松市中心市街地の発展と役割を考える会について</li> <li>6 中心市街地のインバウンドに関する調査報告</li> </ol>
平成 28 年 10 月 13 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜松市中心市街地活性化基本計画個別事業の進捗状況について</li> <li>2 レンタサイクル実証実験について</li> </ol>
平成 29 年 1 月 30 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜松出世の館の状況について</li> <li>2 浜松レンタサイクル事業について</li> <li>3 万年橋パークビル利活用事業について</li> <li>4 プレミアムフライデーについて</li> </ol>

平成 29 年 6 月 23 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 役員変更について</li> <li>2 平成 28 年度事業報告(案)ならびに収支予算(案)</li> <li>3 平成 29 年度事業計画(案)ならびに収支予算(案)</li> <li>4 浜松市中心市街地活性化基本計画の進捗状況</li> <li>5 浜松市中心市街地活性化基本計画の変更</li> <li>6 浜松市中心市街地の発展と役割を考える会の進捗状況</li> </ol>
平成 30 年 2 月 2 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 役員変更について</li> <li>2 浜松市中心市街地活性化基本計画個別事業の進捗状況</li> <li>3 中心市街地の開発状況について</li> <li>4 会計検査の結果報告について</li> </ol>
平成 30 年 5 月 22 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 29 年度事業報告(案)ならびに収支予算(案)</li> <li>2 平成 30 年度事業計画(案)ならびに収支予算(案)</li> <li>3 浜松市中心市街地活性化基本計画の進捗状況</li> <li>4 浜松市中心市街地の発展と役割を考える会の進捗状況</li> </ol>
平成 31 年 2 月 5 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 役員変更について</li> <li>2 浜松市中心市街地活性化基本計画の変更</li> <li>3 ソーシャルインクルージョン拠点整備事業について</li> <li>4 浜松市中心市街地の発展と役割を考える会について</li> <li>5 THE GATE HAMAMATSU について</li> <li>6 新川モールについて</li> </ol>

(2) 浜松市中心市街地活性化協議会の組織図



活性化協議会として、本計画における市民協働を推進していくための各種施策を積極的に提案することを目的として設置

**《中心市街地活性化基本計画幹事会作業部会》**

メンバー 浜松まちなかにぎわい協議会 (座長)  
(一社) 浜松商店界連盟・浜松市中央地区自治会連合会  
(一財) 浜松まちづくり公社・浜松市  
浜松商工会議所 (事務局)

### (3) 浜松市中心市街地活性化協議会の構成員及び協議会委員

構 成 員		協議会委員	備考
団 体 名	根拠法令		
浜松商工会議所	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	大須賀 正孝	商工会議所会頭
浜松商工会議所	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	小杉 和弘	商工会議所専務理事
(一財) 浜松まちづくり公社	法第 15 条第 1 項関係 (中心市街地整備推進機構)	岩井 正次	常務理事
浜松市	法第 15 条第 4 項関係 (市)	鈴木 康友	浜松市長
(一社) 浜松商店界連盟	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	御園井智三郎	商店界連盟会長
浜松商工会議所	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	石黒 衆	商工会議所副会頭
浜松まちなかにぎわい協議会	法第 15 条第 4 項関係 (まちづくり団体)	斉藤 薫	会長 (遠州鉄道㈱代表取締役)
中央地区自治会連合会	法第 15 条第 4 項関係 (自治会)	齋藤 正	会長
有楽街商店街(振)	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	黒柳 誠	副理事
鍛冶町通り商店街(振)	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	徳田 智彦	理事
後道繁栄会連合会	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	石川 明	会長
遠州鉄道㈱	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)	斉藤 薫	代表取締役社長
㈱遠鉄百貨店	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	中村 昭	代表取締役社長
㈱ザザシティ浜松	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	中川 隆	代表取締役社長
㈱静岡銀行	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)	杉田 光秀	常務執行役員 西部カンパニー長
浜松信用金庫	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)	平井 正大	常務理事
浜松ターミナル開発㈱	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)	岡部 正幸	代表取締役社長
(公財) 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)	中西 利充	専務理事
静岡文化芸術大学	法第 15 条第 4 項関係 (学識経験者)	池上 重弘	副学長
肴町発展会	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	伊東 隆司	会長
サゴーエンタプライズ㈱	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	小野 晃司	代表取締役社長
日管㈱	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	三輪 容次郎	代表取締役社長
浜松委託倉庫㈱(マルHビル)	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	鈴木 健一	代表取締役社長
㈱間渕商店	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	間渕 亨夫	代表取締役社長

丸八不動産(株)	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	平野 啓介	代表取締役
浜松料理(協)	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	御園井 克旨	理事長
浜松市中央地区駐車場(協)	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)	中村 皇積	理事長

※ 浜松市中心市街地活性化協議会の目的  
協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- ① 浜松市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画、並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- ② 民間事業者が国の認定及び支援を受けようとする事業計画について協議
- ③ 前 2 号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

#### (4) 浜松市中心市街地活性化協議会幹事会作業部会

- ・ 設置経緯・・・ 本計画策定にあたり、浜松市中心市街地活性化協議会として官民連携による各種事業等について、積極的に提案することを目的として設置された。

また、本計画の認定以降の新たな事業等の実施に伴う本計画の変更についても、積極的に提案することとしている。

さらに、中心市街地において、民間活力により実施されている各種事業を支援するとともに、将来の中心市街地のあるべき姿について、地権者、商業者、企業及び地域住民とのコミュニケーションを密接にしながら、検討していくこととしている。

- ・ 組織体制・・・ 浜松まちなかにぎわい協議会（座長）  
（一社）浜松商店界連盟・（一財）浜松まちづくり公社  
浜松市中央地区自治会連合会・浜松市  
浜松商工会議所（事務局）  
※必要に応じて、随時メンバーを追加することとしている。

##### 1) 中心市街地活性化協議会幹事会作業部会の活動について

《開催状況》

回数	月日	回数	月日
1	平成 26 年 6 月 12 日(木)	16	平成 26 年 10 月 2 日(木)
2	平成 26 年 6 月 18 日(水)	17	平成 26 年 10 月 9 日(木)
3	平成 26 年 6 月 26 日(木)	18	平成 26 年 10 月 14 日(火)
4	平成 26 年 7 月 1 日(火)	19	平成 26 年 10 月 20 日(月)
5	平成 26 年 7 月 7 日(月)	20	平成 26 年 10 月 28 日(火)
6	平成 26 年 7 月 10 日(木)	21	平成 26 年 11 月 5 日(水)
7	平成 26 年 7 月 22 日(火)	22	平成 26 年 11 月 11 日(火)
8	平成 26 年 7 月 28 日(月)	23	平成 26 年 11 月 17 日(月)
9	平成 26 年 8 月 4 日(月)	24	平成 26 年 11 月 21 日(金)



10	平成 26 年 8 月 15 日(金)	25	平成 26 年 12 月 4 日(木)
11	平成 26 年 8 月 27 日(水)	26	平成 26 年 12 月 10 日(水)
12	平成 26 年 9 月 9 日(火)		
13	平成 26 年 9 月 16 日(火) ※		
14	平成 26 年 9 月 18 日(木)		
15	平成 26 年 9 月 22 日(月)		

※ 自治会意見交換会

## (5) 中心市街地活性化協議会幹事会作業部会による新たな仕組みづくり

作業部会において官民連携による新たな取り組みの推進にあたり、公共空間を民間が主体となって効果的に活用することで来街者の増加を図る等、活性化に寄与する新たな仕組みづくりを目指す。

### 1) 官民連携による公共空間の利活用推進及び組織体制等について

#### ① 目的と意義

これからの公共空間利活用のあり方は、行政主導による公共空間の規制緩和による活用推進だけではなく、まちづくり団体、商店街、商業者、地権者、居住者などの多くの方々が連携し、一体となった民間発意による公共空間利活用の提案から実施、推進していく仕組みが必要である。

#### ② 利活用推進方法

##### ・「民間主体によるエリアマネジメント組織の構築」

公共空間を積極的かつ持続的に活用していくエリアマネジメント組織を、当該空間を活用する当事者である商業者、地権者、居住者、企業、商店街、自治会が主体となって構築する。また、将来的には当該組織が公共空間の活用事業に留まらず、エリアの調整役としての機能を担えるよう強化していく。

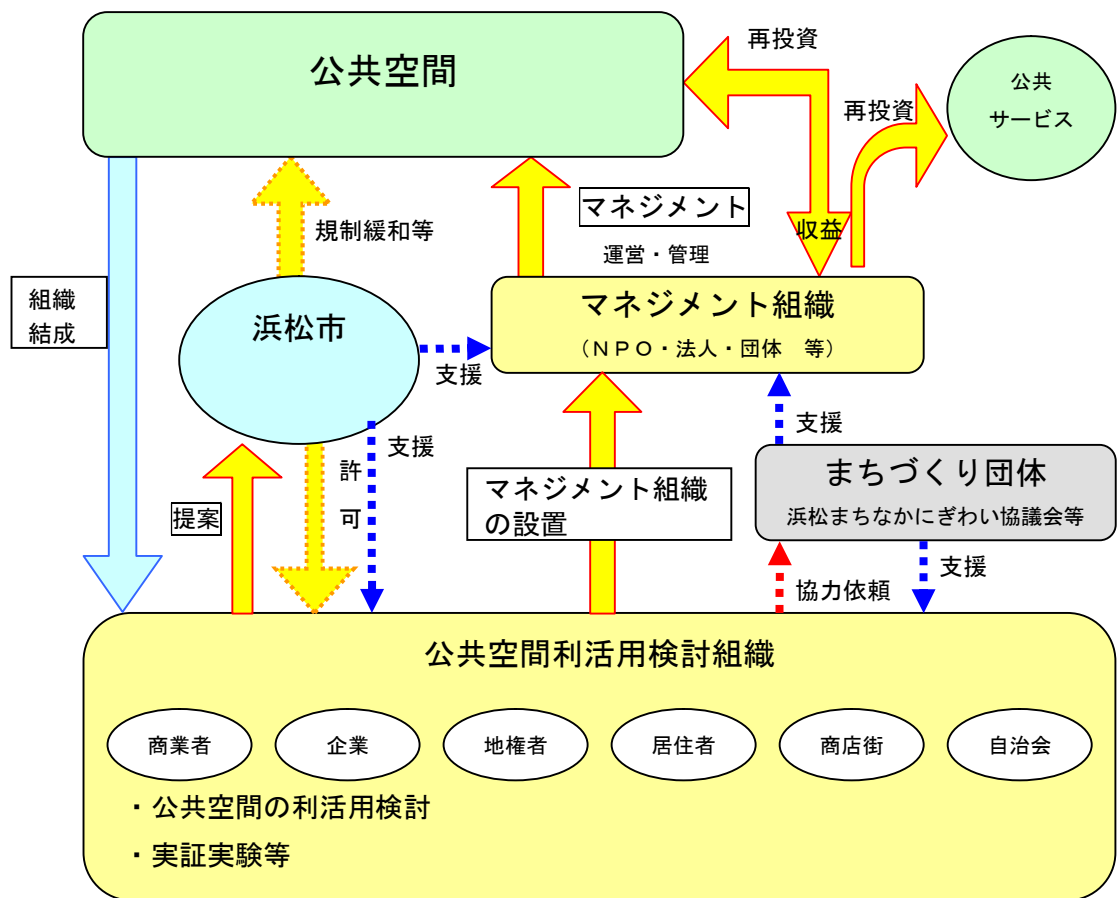
##### ・「官民連携による効果的なエリアマネジメントの実施」

民間主体のエリアマネジメント組織が公共空間の活用を推進していくためには、規制緩和などの行政のサポートが不可欠である。当該公共空間の運営にあたり、官民が一体となった効果的かつ効率的な運営体制を構築していく。

##### ・「循環型のエリアマネジメントシステムの構築」

エリアマネジメント組織によって得られた収益を公共空間の整備や公共的なサービスなどへ再投資していくことによって、官民連携による経済的な支援体制を構築していく。

《民間発意による公共空間利活用イメージ図》



③ 『中心市街地の発展と役割を考える会』～鍛冶町大通りの利活用推進～  
 今期の計画策定にあたり、中心市街地活性化を推進するための公共空間の利活用を、民間の視点で見直した。その中でも中心市街地の象徴的な場所である鍛冶町大通りを、にぎわいを創出するための最も活用すべき公共空間と位置づけ、多くの方から憩いの場、思い出を作る「広場」などの意見を聞くことができた。

当該空間の利活用方法の検討にあたり、単に行政に要望、提案するのではなく、商業者、居住者、地権者や企業、商店街、自治会などの多くのまちなかのステークホルダーが垣根を越えて団結し、自ら知恵と汗を出して、当該公共空間を活性化させるために周辺地域の活性化も含め、すぐにできることから将来のあるべき姿までを調査、検討したうえで実施していこうという機運が高まり、隣接する商店街及び自治会による検討組織『中心市街地の発展と役割を考える会』を立ち上げることとなった。

今後、本市及び作業部会としては、当該組織に対して、アドバイス、ファシリテイトなどの支援をしていくなかで、当該公共空間の利活用も含めた中心市街地のにぎわい創出などの活性化を図っていく。

## 2) 官民連携による持続的なまちづくりの取り組み体制の構築

### ① 目的と意義

浜松まちなかにぎわい協議会等の民間主体のまちづくり団体が発足したことにより民間主導型でのエリアマネジメントの取り組みが活発になっている。

これらの民間主体によるまちづくり団体等の活動や機運を効果的なものとし、中心市街地活性化に結びつく新しい事業やサービスの創出を図っていくためには、継続的な事業実施が可能となる仕組みの構築及び官民が一体となって、様々な市民活動ができる場や機会を提供することが必要であり、実現に向けて作業部会と本市、そして多くのまちづくり団体等が一体となった取り組みの推進が重要である。

### ② 推進方法

- ・民間のまちづくり組織による市民協働のまちづくり活動の促進

「自分たちのまちは自分たちの手で」のコンセプトのもと、民間が主体となり設立された「浜松まちなかにぎわい協議会」の設立によって、これまで多くのまちなかの関係者によるネットワークが構築、強化されてきたことで自ら積極的にまちづくりに参加する商業者、商店街、市民が着実に増えている。

このような活動を持続的なものとしていくためには、浜松まちなかにぎわい協議会のように、まちなか関係者による多様な主体やエリアを対象としたまちづくり組織が生まれていき、それらがネットワーク化され、相互に協力しあい、さらには行政との連携を図っていくことが重要であり、本市及び作業部会ではこのようなまちづくり組織同士のネットワークの構築、強化を支援していく。

- ・官民連携による中心市街地でのサービス創出の支援・促進

低未利用地や空き店舗が増加している中心市街地において、にぎわいを生み出し、また、回遊性も向上させていくためには、新たなサービスを創出していく必要がある。民間活力を導入しながら官民が連携し、にぎわいの創出及び回遊性の向上に向けた低未利用地の活用や新規事業創出などの取り組みを支援、促進する。

## 3) 創造的なまちなかの担い手の育成（今後の検討課題）

### ① 目的と意義

現在の中心市街地では、民間主体によるまちづくり活動が活発になりつつあり、積極的に活動に参加するまちなか関係者も順調に増加している。

まちづくり活動とは継続的に実施されることも重要であり、現在、実施されている活動を維持、あるいは新たに生まれてくる活動を支えていくためには、まちづくりに寄与する事業を立ち上げて推進していく創造的な人材やあらゆる活動を支援していくことができるノウハウを蓄積したまちづくり団体が必要である。

### ② 今後求められるまちづくり人材

- ・まちづくりに関する活動を担う人材
- ・まちづくりに関する活動をマネジメントし、且つ、担い手となる人材

(6) 浜松市中心市街地活性化協議会による答申書 (平成 26 年 12 月 22 日)

平成 26 年 12 月 22 日

浜松市長 鈴木 康友 様

浜松市中心市街地活性化協議会  
会長 大須賀 正孝



浜松市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

今般、浜松市が策定する浜松市中心市街地活性化基本計画(以下「中活計画」)について、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、本協議会の意見として下記のとおり報告いたします。

記

1 意見

浜松市から提示された平成 27 年 1 月から平成 32 年 3 月までを計画期間とする中活計画について、平成 26 年 12 月 22 日に開催された浜松市中心市街地活性化協議会において審議した結果、中心市街地の活性化を図っていくうえで妥当な計画であると承認いたしました。

なお、本計画に記載された事業が着実に実施され目標が達成されるよう、次の意見が出されましたので、付帯意見として申し添えます。

2 付帯意見

- (1) 本計画について、市内外に周知を図った上で、官民が連携し一体となって計画を推進すること。  
特に公共空間の利活用については、企画・運営主体となる組織づくりが必要となることから、官民が連携して推進に努めること。
- (2) 計画期間内において随時検証を行い、より成果が得られる実効性の高い計画とするよう、協議会と協議を行ったうえで、見直しを行うこと。
- (3) 協議会として、今後も積極的に意見および提案をしていく方針であり、引き続き民間からの意見を汲んだ計画を積極的に取り入れていただきたい。

以上

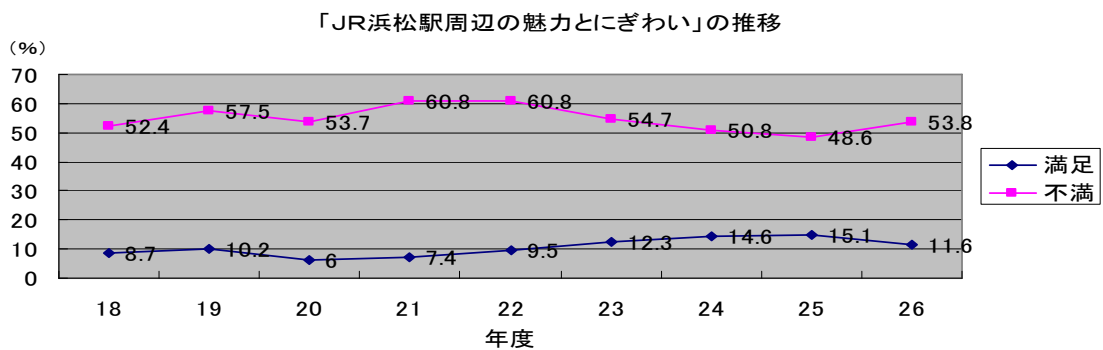
### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

#### (1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

##### 1) 市民アンケートによるニーズ把握

本市で毎年実施している市民アンケートにおける「JR浜松駅周辺の魅力とにぎわい」については、ここ数年改善が図られてきているが、依然として、「不満」が「満足」を大幅に上回っている状況であり、多くの市民から中心市街地の改善を望む声大きい。

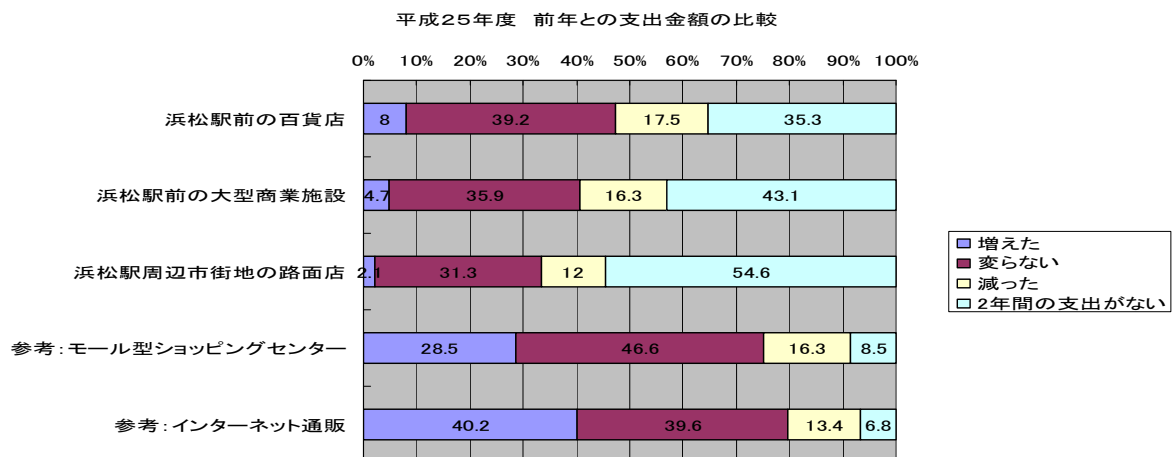
一方で、不満が大きいということは、中心市街地活性化に対する期待の表れであると認識をしたうえで、今期の計画策定にあたり、今期計画が市民にとってより身近に感じ、現在のアンケート状況が改善できるよう反映又は参考とした。



※ 満足 ⇒ 満足、やや満足の合計値    不満 ⇒ 不満、やや不満の合計値

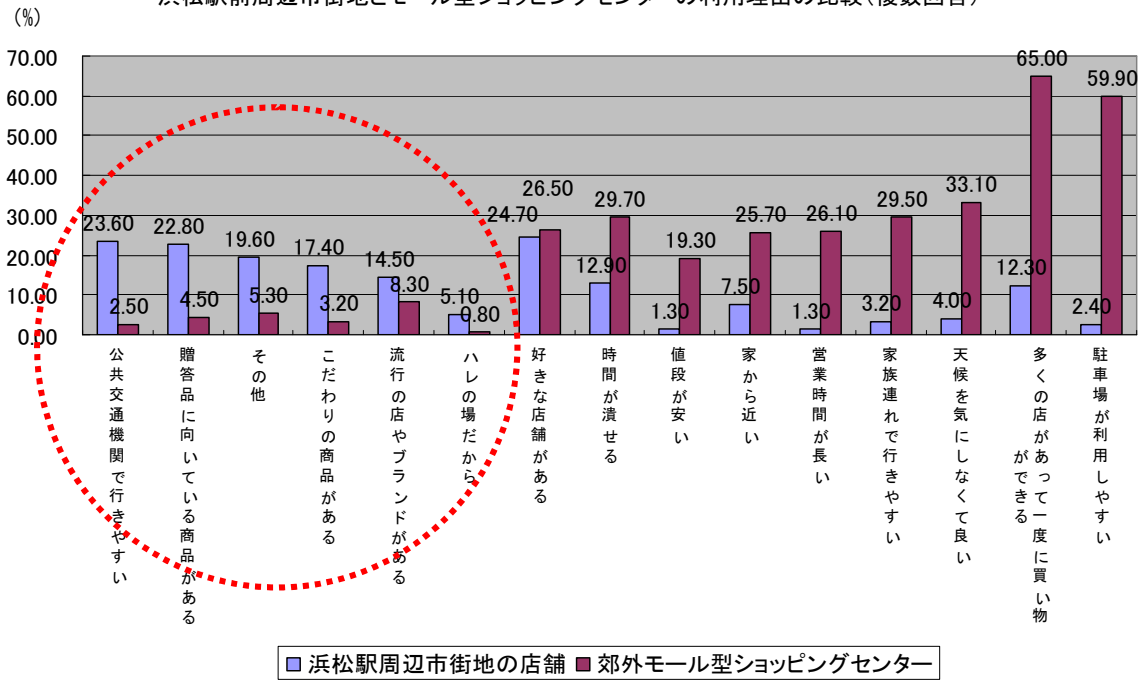
##### 2) 「買い物環境調査」によるニーズ把握

地元シンクタンクによって実施された「買い物環境調査」では、昨今の買い物方法は郊外のショッピングセンターやインターネット通販へと大きく様変わりしており、中心市街地では、大型商業施設を含めて、支出が減少傾向にある。



一方で、「公共交通の利便性」「贈答品」「こだわりの商品」「流行のブランド」など、郊外のショッピングセンターに対する優位性を示している項目もあり、さらには中心市街地が「ハレの場」として認知されていることから、この結果を今期基本計画に反映又は参考とした。

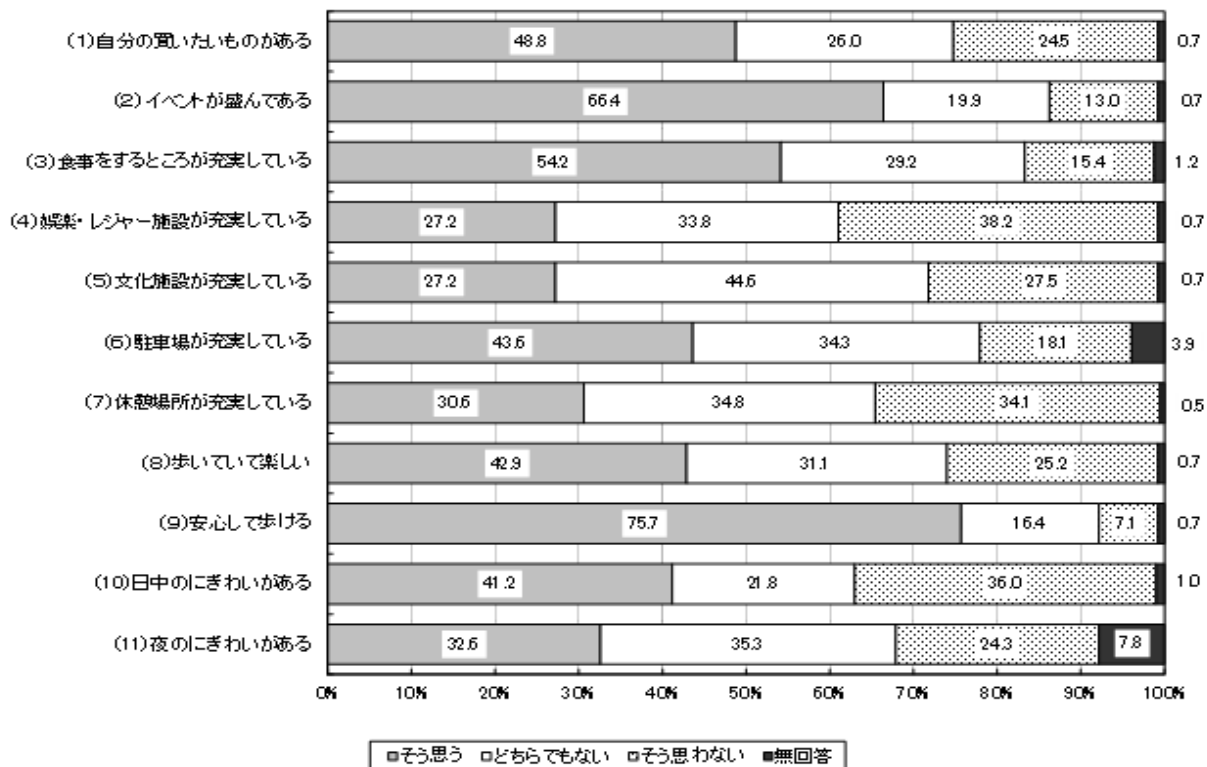
浜松駅前周辺市街地とモール型ショッピングセンターの利用理由の比較(複数回答)



3) 来街者調査によるニーズ把握

来街者調査によると、「安心して歩ける」、「イベントが盛んである」、「食事をするところが充実している」のイメージが5割を超えている一方で「娯楽・レジャー施設が充実している」、「文化施設が充実している」が3割未満であるなど、この結果を今期計画に反映又は参考とした。

《平成25年来街者調査：中心市街地のイメージ》



#### 4) タウンミーティングによるニーズ把握

今期計画策定にあたり、計画区域内の自治会及び商店街向けにタウンミーティングを実施し、参加者から多くの意見、要望を聞くことができ、この結果を今期計画に反映又は参考とした。

#### 〔主な意見〕

- ・自動車中心から人間中心のまちづくりへ
- ・人が住みやすい環境整備が必要
- ・居住人口の増加
- ・居住人口を増加させるためには、雇用の確保が必要
- ・高齢者に優しいまちづくり
- ・若者が働けるまち、創業支援が必要
- ・創業支援も大切だが、居住者を増やすためのインセンティブも必要
- ・前計画で未実施となっている松菱跡地の再生
- ・松菱再生の案として市役所の移転やサッカースタジアムの設置
- ・プロスポーツチームの誘致
- ・美術館などの施設のまちなかへの集約
- ・駐輪場の対策、自転車で気軽に来れる環境整備
- ・防災の拠点としての中心市街地
- ・福祉関係施設の中心市街地への再配置
- ・中心市街地に川が必要、暗渠となっている新川を親水公園として再整備
- ・浜松城への来場者は増加しており、浜松城公園の早急な整備を
- ・浜松城までの導線の確保
- ・駅から浜松城まで散策できるような導線の整備が必要
- ・駐車場対策として、2時間無料や休日平日の料金差別化などの取り組みを
- ・マンション建設により居住者は増加しているため、それに合わせた循環まちバスのルート設定を
- ・子育て世代をまちなかに引き寄せる施策が必要
- ・空き店舗、空き地対策が急務
- ・浜松べんがら横丁の早急な再生
- ・県外から集客が期待できるがんこ祭りのようなイベントの実施も必要

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

本計画では、中心市街地活性化に向けた目標の1つとして、「浜松型都心経営モデルの確立～市民協働による都心経営モデルの構築～」を掲げており、その実現を図るには、まちづくり団体等を核とした推進体制の構築、強化が不可欠である。

民間主体の各種事業が持続的かつ安定的に推進できるよう浜松市中心市街地活性化協議会が核となって、中心市街地活性化を目的とするまちづくり団体や商店街組織、地域住民の取り組みを積極的に支援していく。

中心市街地活性化に取り組む主なまちづくり組織等の概要は以下のとおり。

1) 浜松まちなかにぎわい協議会

・設 立・・・平成22年4月12日

・会 長・・・竹内善一郎（遠州鉄道株式会社 相談役）

・事務局長・・・河合正志（遠州鉄道株式会社）

・経 緯・・・ 「自分たちのまちは自分たちの手で」というコンセプトのもと、民間主体の横断的な組織連携により、浜松市中心市街地の集客力を高め、活性化を進めることで、地域の事業価値の向上と発展に寄与することを目的として発足

・構 成・・・事務職員11名（浜松まちなかマネジメン(株)と兼務）

遠州鉄道(株)、浜松商工会議所、(株)静岡銀行、浜松信用金庫、(株)遠鉄百貨店からの出向者10名

プロパー社員1名（浜松まちなかマネジメン(株)と兼務）

※ 浜松市は専任の担当者を配置して支援

会員数68団体



平成26年度 浜松まちなかにぎわい協議会会員名簿

No.	種別	団体名
1	正会員 役員	遠州鉄道株式会社
2		浜松商工会議所
3		一般社団法人浜松商店界連盟
4		浜松市
5		株式会社静岡銀行
6		浜松信用金庫
7		株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社浜松総局
8		中日新聞東海本社
9		浜松ターミナル開発株式会社
10		株式会社ザザシティ浜松
11		サゴーエンタプライズ株式会社
12		株式会社遠鉄百貨店
13		浜松市中央地区駐車場協同組合
14		浜松まちなか商業者委員会
15		浜松料理協同組合
16		浜松市中央地区自治会連合会
17		遠州信用金庫
18		公益財団法人浜松市文化振興財団
19		アクトシティ・ホールディング株式会社
20		日管株式会社
21	丸八不動産株式会社	
22	株式会社ブティック・ビギ	
23	株式会社SBSプロモーション	
24	株式会社JTB中部 浜松支店	
25	株式会社呉竹荘	
26	須山建設株式会社	
27	三井住友銀行浜松法人営業部	
28	株式会社谷島屋	
29	株式会社静岡中央銀行浜松支店	
30	有限会社大貫	
31	株式会社三菱東京UFJ銀行浜松支社	
32	浜松帝国警備保障株式会社	
33	株式会社みずほ銀行浜松支店	
34	株式会社清水銀行浜松支店	
36	株式会社間瀬商店	
36	後道繁栄会連合会	
36	肴町発展会	
37	株式会社静岡第一テレビ浜松支局	
38	浜松ホトニクス株式会社	
39	ユニヴァーサル商事株式会社	
40	株式会社アサヒコーポレーション	
41	浜松委託倉庫株式会社	
42	株式会社ヤマハミュージックリテイニング浜松店	
43	株式会社中村組	
44	SMBC日興証券株式会社浜松支店	
45	Anguilla浜松株式会社	
46	学校法人名古屋大原学園	
46	株式会社ヤタローグループホールディングス	
49	株式会社静岡朝日テレビ浜松総支社	
50	浜松情報専門学校	
51	浜松ケーブルテレビ株式会社	
52	静岡エフエム放送株式会社	
53	名簿への掲載希望せず	
54	磐田信用金庫	
55	株式会社イワタ浜松営業所	
56	株式会社林工組	
57	一般財団法人静岡経済研究所	
58	名簿への掲載希望せず	
59	特定非営利活動法人静岡県西部地域しんきん経済研究所	
60	公益財団法人浜松観光コンベンションビューロー	
61	名簿への掲載希望せず	
62	静岡大学	
63	常葉大学浜松キャンパス	
64	浜松学院大学地域共創センター	
65	浜松中央警察署	
66	静岡県警察浜松市警察部	
67	静岡文化芸術大学	
68	東海旅客鉄道株式会社 静岡支社	

- ・活動実績・・・1 既存関係者とのさらなる連携強化  
(平成 25 年度)
  - (1)既存イベントへの支援
    - ・得するまちのゼミナール
    - ・BRAND FOOD FES
    - ・はままつ芸術祭
    - ・はままつ冬フェス in machi
    - ・エコまち倶楽部
    - ・キッズまちなか探検隊
  - 2 新たな連携づくり
    - ・まちなかイベント連絡会
    - ・バスターミナル地下ステージイベント
    - ・浜松シティマラソン
    - ・ほろ酔い祭り 浜松バル
  - 3 空店舗の利活用テスト事業
    - (1)こどもプロジェクト
      - ・コナガルセミナー
    - (2)雑貨市『まるたま市』～肴町プロジェクト～
    - (3)空店舗対策推進のためのノウハウの蓄積
    - (4)不動産勉強会
    - (5)『まちづくり』への関心度醸成(先進都市視察)
  - 4 駐車場無料化サービス調査・検討事業
  - 5 情報の発信
    - (1)にぎわい協議会ブログ配信
    - (2)イベントインフォメーション
    - (3)まちなか情報誌への掲載
    - (4)WEBサイトの更新
  - 6 財源の確保
    - (1)エリアマネジメント広告事業
    - (2)浜松市ギャラリーモール指定管理
    - (3)浜松こども館指定管理

※財源の確保については、事業実施会社である浜松まちなかマネジメント(株)が実施

2) 浜松まちなかマネジメント株式会社

- ・設 立・・・平成 22 年 10 月 1 日
- ・経 緯・・・ 中心市街地の活性化を目的に設立された『浜松まちなかにぎわい協議会』の法人組織として設立
- ・資 本 金・・・410 万円

- ・株 主・・・遠州鉄道(株)、浜松商工会議所、(一社) 浜松商店界連盟、(株)ザザシティ浜松、サゴーエンタプライズ(株)、アクトシティホールディング(株)、浜松中央地区駐車場組合、(株)静岡銀行、浜松信用金庫、遠州信用金庫

※浜松市は出資していない

- ・役 員・・・代表取締役 村松 修 (遠州鉄道(株))  
取締役 森 猛 (浜松商工会議所)  
河合 章 ((一社) 浜松商店界連盟)  
河合正志  
(遠州鉄道(株)・にぎわい協議会事務局長)  
監査役 杉田光秀 (株静岡銀行)  
津倉昭彦 (浜松信用金庫)

- ・活動実績・・・1 財源確保のための収益事業
  - (1) 浜松市ギャラリーモール指定管理
  - (2) 浜松こども館指定管理
  - (3) エリアマネジメント広告事業
  - (4) イコイ・スクエア自動販売機事業
  - (5) イベント用品レンタル事業
  - (6) イベントマネジメント事業
- 2 中心市街地活性化事業
  - (1) イベント支援事業
  - (2) イベントカレンダー事業
  - (3) 空室利活用事業

### 3) 家康楽市実行委員会

- ・設 立・・・平成 23 年
- ・委 員 長・・・秋元健一 (NPO 出世の街浜松プロジェクト 代表)
- ・経 緯・・・ 浜松の誇れる飲食店や生産者、市民有志が供創して、浜松市の歴史・文化と食ブランド「浜松産パワーフード」を結びつけ、「出世の街 浜松」の物語を広めながら、それぞれが浜松の魅力に対する価値観を高め、ブランド化を図っていくことを目的として設置。
- ・事業内容・・・「家康楽市」の開催
- ・活動実績・・・平成 23 年度より毎年、年 2 回 (春と秋の土日 2 日間) 開催  
来場者数：平成 25 年度 1 日平均約 10 万人
- ・事業効果・・・ 毎年、多くの来場者でにぎわうイベントであり、中心市街地の活性化に大いに寄与している。また、浜松城公園で開催するため、中心市街地の回遊性も高めている。

#### 4) まちゼミ実行委員会

- ・設 立・・・平成 22 年
- ・委 員 長・・・佐々木まり子（肴町所在のブティック『サンマリー』）
- ・経 緯・・・中心市街地商店街の各商店が講師となり、各商店の専門知識や特性、ネットワークを活かして少人数のゼミナールを無料で開催することで、各商店の存在や特徴を知っていただくとともに、各商店とお客様との交流を通して、商店街ならびに各商店のファンづくりと中心市街地の活性化を推進することを目的として設置。
- ・事業内容・・・「得する街のゼミナール」の開催
- ・活動実績・・・年 2 回開催  
平成 25 年度実績
  - ①開催期間：平成 25 年 8 月 1 日～9 月 30 日  
参加店舗：47 店舗 講座数：68 講座  
受講者数：631 名
  - ②開催期間：平成 26 年 2 月 10 日～3 月 31 日  
参加店舗：39 店舗 講座数：56 講座  
受講者数：674 名
- ・事業効果・・・ 各個店の魅力を多くの市民に知ってもらうことにより、当該ゼミに参加した多くの方が、ゼミ参加以降、参加店舗のお客様となる等、個店の魅力アップに寄与するとともに、商店街の魅力向上にも繋がっている。また、ゼミ参加店舗のネットワークが強化されたことにより、中心市街地における様々なネットワークとの連携強化が図れている。

#### 5) 浜松ブランドフードフェス実行委員会

- ・設 立・・・平成 23 年
- ・委 員 長・・・高木一弘（老舗割烹「富久竹」）
- ・経 緯・・・ 全国的にも定評のある浜松ブランド食材を活用して、魅力的な料理等をお客様に提供し、各店舗及び浜松産ブランド食材の魅力向上を図るとともに、「浜松の食」で他都市から本市中心市街地へと来街する流れを、また、多くの来街者でにぎわうまちなかを創出する。
- ・事業内容・・・HAMAMATSU BRAND FOOD FES の開催
- ・活動実績・・・平成 23 年度～平成 24 年度  
「HAMAMATSU BRAND FOOD FES」3 回  
まちなかの老舗飲食店等が浜松ブランド食材を使用した特別料理を 3 プライス(1,575 円(ランチ)、3,150 円、5,250 円)で提供する食の彩典

参加店舗：20 店舗

平成 25 年度

①「HAMAMATSU BRAND FOOD FES 夜学」

例年とは趣向を変えて、「夜学」と称して各店ごとに地元の著名な方や専門家を講師として招き、それぞれのテーマに沿った知識を深めながら、浜松ブランドの食材を使った期間限定料理を味わうことのできるゼミナール形式の食の彩典を開催した。

参加店舗：22 店舗

講座数：40 講座 受講者数：422 人

②「浜松街中おもてなし帖」の作成

中心市街地において浜松ブランド食材を使用する老舗店舗等の歴史や料理人の紹介、醸し出すお店の雰囲気等を身近で感じられる冊子を 1 万冊作成して多くの市民や東京等で開催された浜松に関する交流会にて配布し、観光客を含めたまちなかへの来場が期待できる取り組みを実施した。

- ・事業効果・・・ 中心市街地の老舗・名店と言われている飲食店が、「浜松の食文化」の発展のためにライバル関係を度外視して結集した。お互いに参加店舗間の料理を食べて、浜松ブランド食材の調理方法や味を研究したり、他店の内観や雰囲気をお客様に説明できるよう参加店舗同士が集まり積極的に意見交換するなど、新たなにぎわい創出のための裾野を広げたことで、多くの来街者を呼び込むことができている。また、まちゼミ実行委員会との連携のような飲食店と商業者、企業との連携強化に繋がっている。

7) ゆりの木通り手作り品バザール実行委員会

- ・設 立・・・平成 20 年
- ・委 員 長・・・織田里香（ゆりの木通り商店街「カスミヤ」）
- ・経 緯・・・ 「買って楽しい、見て楽しい、話して楽しい」をコンセプトに「手作り品バザール」を開催し、出店者と来街者、商店と出店者、商店と来街者が交流を深まることで、新たな人の繋がりを生み出し、商店、商店街の認知度を高めるとともに、より良い身近な雰囲気を作り出すことにより、各商店及び出店者の売上向上と来街者の増加を図ることを目的として設立
- ・事業内容・・・ 「ゆりの木通り商店街」歩道において、一般の方々がオリジナルの手作り品をワゴン販売する「手作り品バザール」を開催する。

- ・活動実績・・・毎年1回開催  
平成25年度  
開催期間：平成25年11月5日(土)～6日(日)2日間  
来場者数：約12,000人
- ・事業効果・・・多くの人々が「手作り品バザール」を通して当該商店街の各商店と触れ合うことで、再来街する人々が増え、にぎわい創出につながっている。また、当該事業の効果もあり、現在では、当該商店街の1Fテナントは全て埋まるなどの効果を発揮している。

8) 浜松まちなか軽トラ市 in モール街実行委員会

- ・設 立・・・平成23年
- ・委 員 長・・・小野晃司(サゴーエンタプライズ(株) 代表取締役社長)
- ・経 緯・・・三遠南信地域の農林水産事業者が、自ら生産する安全かつ新鮮な商品を、軽トラック等を販売台として、中心市街地のモール街で自ら販売することにより、消費者との交流の場となる「軽トラ市」を開催することで中心市街地の活性化及び居住者の利便性向上を図ることを目的として設立
- ・活動実績・・・平成23年5月より毎月第2土曜日9:30～12:30開催  
来場者数：毎回約3,000人
- ・事業効果・・・平成23年5月から毎月開催されていることで、多くの市民、近隣居住者に認知され、毎回にぎわいを見せており、中心市街地のにぎわい創出及び居住者の利便性向上に寄与している。

9) 浜松七夕夏まつり実行委員会

- ・設 立・・・昭和27年
- ・委 員 長・・・中村皇積((一社)浜松商店界連盟 副会長)
- ・経 緯・・・「浜松七夕夏まつり」を通して、中心市街地において浜松ブランドである「ゆかた」を着る機会を創出することにより、親子や若者を集客し、にぎわいを創出すること、及び来街者による非日常的な消費活動へと連動させることにより、中心市街地ならではの商業文化の確立することを目的として設立。
- ・事業内容・・・「浜松七夕夏まつり」の開催
- ・事業活動・・・毎年1回開催7月～8月(イベント2日間～3日間)  
平成26年度  
①浜松七夕夏まつり協賛セール

②各商店街独自イベント（七夕飾りつけ等）

③ゆかた着付け

④ゆかたでお仕事デー

⑤七夕盆踊り

⑥七夕ウォークラリー

⑦抽選会

来場者：盆踊り会場 13,000 人

- ・事業効果・・・ 戦後の復興に合わせて開始され、長年にわたり受け継がれてきたイベント。ゆかた振興を兼ねて当該事業を実施し、各商店街がイベント、盆踊り等ゆかたを着る場所を提供することにより、中心市街地の回遊性を高め、来街者が長時間にわたって滞在するなど、中心市街地のにぎわい創出に寄与している。

< 中心市街地の都市福利施設の立地状況 >

◇ 医療機関の立地状況

分類	中心市街地	市内全域	割合
病院	1	13	7.7%
医科診療所数	50	650	7.7%
歯科診療所数	34	387	8.8%

◇ 官公庁

施設名	
・浜松地方合同庁舎	・イーステージ浜松市役所別館
・静岡地方裁判所浜松支部・浜松西税務署	・浜松西社会保険事務所
・浜松東税務署	・浜松市地域情報センター
・浜松市役所	・クリエート浜松

◇ 文化・観光施設

施設名	
・浜松市楽器博物館	・浜松科学館
・浜松市地域情報センター	・アクトシティ浜松
・クリエート浜松	・浜松市ギャラリーモール「ソラモ」
・浜松市立中央図書館	・浜松市立図書館駅前分室
・浜松城	・東照宮
・松韻亭	・浜松文芸館
・浜松市美術館	・五社神社
・浜松教育文化会館「はまホール」	・浜松復興記念館
・鴨江アートセンター	・徳川秀忠生誕の井戸



◇ 公園施設

公園名	面積 (m <sup>2</sup> )	設置年月日
浜松城公園	108,668.89	昭和25年5月1日
新川緑地	12,536.50	昭和32年4月1日
五社公園	6,345.00	昭和37年4月1日
早馬緑地	676.60	昭和63年7月19日
東ふれあい公園	5,348.80	平成16年3月31日
旭町ポケットパーク	312.00	平成19年3月31日
野口公園	10,796.32	平成19年11月1日
馬込川公園	9,989.20	平成20年3月31日
寺島西公園	2,000.00	平成27年4月1日完成予定
砂山公園	2,000.00	平成28年度工事予定
合計	158,709.31	

◇ 医療・福祉関連施設

施設名	
● 医療機関	
・ 遠州総合病院	・ メディカルパークビル
● 保健福祉機関	
・ いきいきプラザ中央	・ デイサービスえがおの樹
・ 天竜厚生会板屋町デイサービスセンター	・ 旭白萩
・ 健康ハーフデイ浜松常盤	・ さくら・介護ステーション浜松中央
・ スリーケアライフ	
● 子ども関連機関	
・ 日本文京幼稚園	・ 浜松中央幼稚園
・ 松城幼稚園	・ 浜松こども館
・ なのはな保育園	・ 子育て情報センター

◇ 教育施設

施設名	
● 大学	
・静岡文化芸術大学	
● 高等学校	
・クラーク記念国際高等学校（通信制）	・第一学院高等学校（通信制）
● 中学校	
・浜松市立中部中学校	
● 小学校	
・浜松市立元城小学校	・浜松市立東小学校
● 専門学校	
・浜松情報専門学校	・東海調理製菓専門学校
・大原専門学校	・デザインテクノロジー専門学校
・ルネサンスアカデミー専門学校	・国際観光専門学校
・浜松医療福祉専門学校	

◇ 分譲型集合住宅

完成年度	建築物の名称	戸数	完成年度	建築物の名称	戸数
17	ロイヤルステージ	16	20	メゾンセントラル	62
	TK. BUILDING	25		CRESTIA常盤	106
	セントラルイースト	61		小計	168
	小計	102	21		0
18	イーストウィング	21	22	シティタワー	194
	アートフォルム田町	37	23		0
	セララン	51	24	プレミスト浜松中央	52
	小倉ビルディング	24	25	ブライトタウン紺屋町	45
	第1つきみビル	22		ル・シェモア紺屋町	43
	サーパス紺屋町	48	小計	88	
	ディーズタワー	210	26	プレミスト浜松中央タワー	115
小計	413				
19	タワーザファースト	118			
	サーパス浜松駅前	42			
	メゾンドール	30			
	小計	190			

#### [ 4 ] 都市機能の集積のための事業等

##### 《市街地の整備改善（第4章関係）》

- 旭・板屋A地区第一種市街地再開発事業
- 浜松都市計画事業高竜地区区画整理事業
- 交差点横断平面化事業
- 浜松城公園整備事業
- 国道257号整備事業
- 砂山菅原線、砂山17号線改良工事事業
- 都市公園整備事業
- 自転車走行空間整備事業
- 都市計画道路植松和地線整備事業

##### 《都市福利施設の整備（第5章関係）》

- 旭・板屋A地区第一種市街地再開発事業
- 常盤町優良建築物等整備事業

##### 《街なか居住の推進（第6章関係）》

- 旭・板屋A地区第一種市街地再開発事業
- 常盤町優良建築物等整備事業

##### 《経済活力の向上（第7章関係）》

- 浜松市商店街魅力アップ支援事業  
(集客拠点施設整備事業・空き店舗利活用事業)
- 新駐車場システム構築事業
- まちなかアート整備事業

##### 《アクセシビリティの向上（第8章関係）》

- 地方鉄道の安全性向上事業

## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

#### 1) 公共空間利活用テスト事業

##### 《事業の目的》

公共空間を活用した新たなにぎわいの創出を目的として、「浜松まちなかにぎわい協議会」に協力を依頼し、日常、歩行者通路であってイベント等で活用されることのないバスターミナル地下広場を活用したにぎわい創出イベントを開催することにより、当該公共空間がにぎわい創出のための新たな広場となり得るかの調査を実施する。

##### 《事業内容》

開催日時：平成 25 年 7 月 20 日（土）

開催場所：バスターミナル地下広場

イベント内容：カフェ形式による音楽ステージ

主催者：浜松まちなかにぎわい協議会

##### 《事業結果》

来場者：約 1,000 人

通行者も含め多くの方が足を止めて、ステージを見ていた。当該公共空間がにぎわい創出のための広場としての可能性を確認することができた。

#### 2) 駐車場無料サービスによる来街動向の効果検証調査事業

##### 《事業の目的》

現在の中心市街地においては駐車場が増加したことが、まちなかの魅力を減少させ、来街者が減少する一因となっている。また、一部の駐車場への偏った利用により慢性的な渋滞が発生している。

そこで、来街者増加につながる効果的な駐車場システムの構築を目指して駐車場無料サービスを実施した際の来街者のまちなかでの動向を調査することで、中心市街地活性化を図るための基礎データを収集する。

##### 《事業主体》

浜松まちなかマネジメント株式会社

##### 《実施概要》

調査期間：平成 26 年 11 月 1 日（土）～11 月 16 日（日）

実施内容：JR 浜松駅周辺から離れた駐車場の無料化サービスを実施することで、来街者の中心市街地における動向を調査する。なお、調査の実施に際しては、浜松駅周辺から離れた地域での「雑貨市」イベントの開催、参加店舗によるサービス、スタンプラリーを実施することで、より多くの方々が中心市街地へ来街するきっかけを創出したうえでの動向、併せて、日常での動向も探ることとする。

## [2] 都市計画との調和等

### 1) 浜松市総合計画

超高齢化・人口減少という我が国が初めて直面する課題に対し、本市が持続的に発展し、自立した都市経営が確立できるよう、長期的な「理想の姿」を定めるため、平成27年度から30年間を計画期間とした総合計画を平成26年度に策定した。

基本構想である浜松市未来ビジョンでは、先人の高い創造性とたゆみない努力、何事にも果敢に挑戦する市民意識により発展してきた、世界に誇る技術と文化を有する浜松を次世代に引き継ぐために、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を「都市の将来像」に掲げている。その中で、「まちなかは創造都市・浜松の顔」として、創造性豊かな文化を感じることができ、また、居住人口の拡大により公共、商業施設などの都市機能が集積するなど、文化、商業、居住、業務、歴史などが備わった「まちなか」は、多くの人でにぎわいを見せている、としている。

基本計画である浜松市未来ビジョン第1次推進プランでは、『コンパクトでメリハリの効いたまちづくり』を基本的な考え方として、市民が居住するエリアを公共交通の結節点や道路・鉄道の沿線に集約するとともに、居住エリアと農業や工業などの産業を振興するエリア、自然環境を保全するエリアとを明確に区分し、人口密度にメリハリをつけた拠点ネットワーク型都市構造（浜松版コンパクトシティ）を目指すとしている。この中で「まち」を4つ（①都心部／②市街地／③郊外地／④中山間地）に区分し、都心部の将来の理想の姿として、創造都市の玄関口として、商業、業務、文化の魅力が高まり、多くの人々が行き交い、多くの市民が居住する、としている。

### 2) 浜松市都市計画マスタープラン

少子高齢化の進展、来るべき人口減少や地球温暖化に対応して総合的・一体的なまちづくりを進めていくため、平成22年に浜松市都市計画マスタープランを策定した。その中で、目指すべき将来都市像として、『多彩に輝き、持続的に発展する都市』～みんなが幸せになれるまち・はままつ～を掲げている。将来都市構造としては豊かな自然環境との共生と都市活力の向上を図りつつ、市民の快適な暮らしを可能とする『拠点ネットワーク型都市構造』の構築を図るとしている。将来都市構造において、浜松駅周辺の都心を都市の中心として、商業・業務、学術・文化、居住、情報、娯楽、行政などの高次な都市機能の集積を図り、市内外の多くの人々がにぎわう拠点と位置づけている。都心の育成方針としては、既存ストックを最大限に活かしながら、『多様な都市機能の集積と連携強化』『歩いて楽しめる回遊性の確保』『美しさと潤いを兼ね備えた空間の創出』の3つにより、都心にふさわしい空間としての魅力を創り出していくことにより、都市の中心性・求心性を高めるとしている。

《浜松版コンパクトシティイメージ図》

●	凡	例
●	都心	
●	生活拠点など	
●	居住エリア	
→	工場用地など	
→	公共交通などのネットワーク	
	集約イメージ	

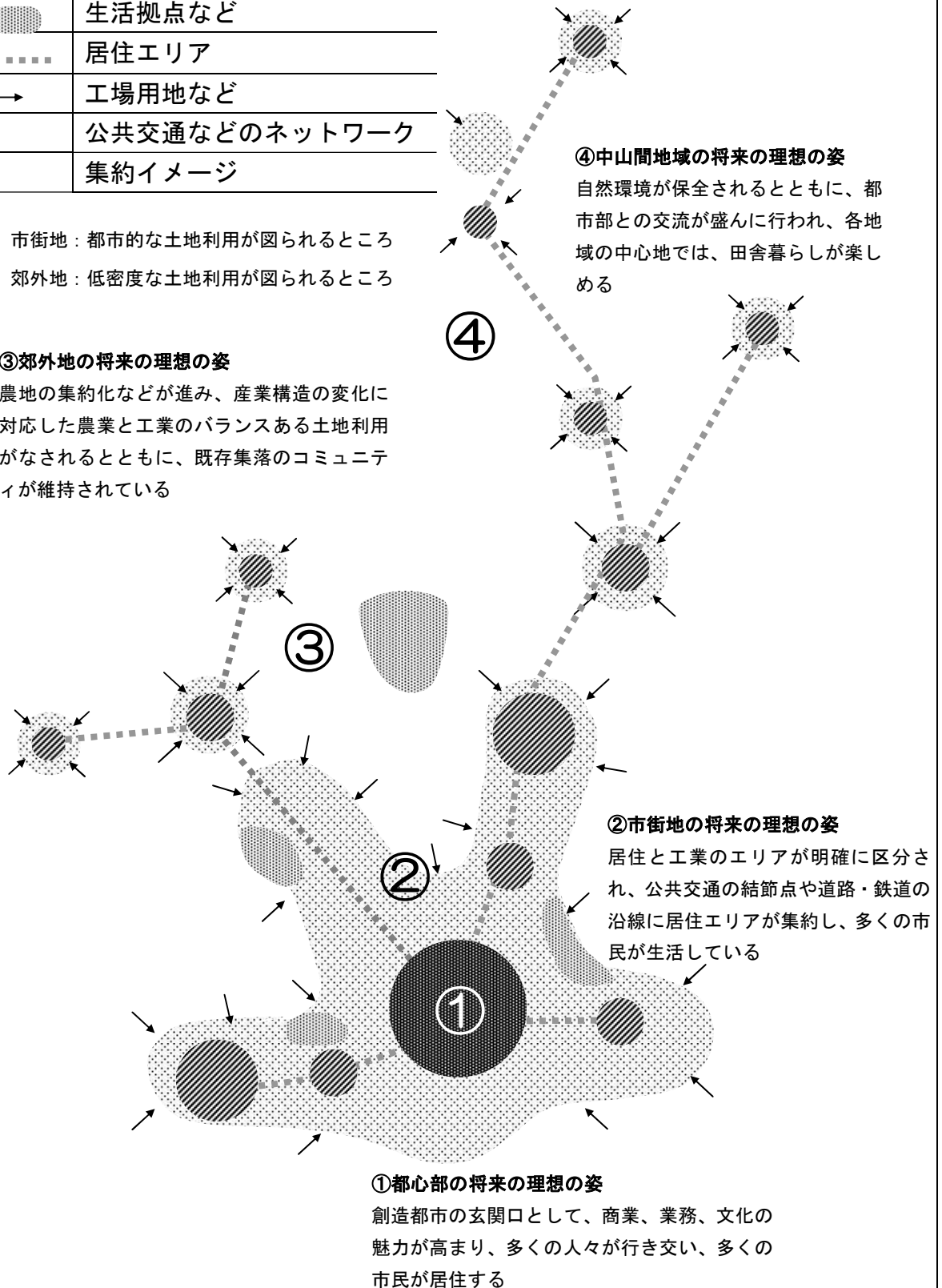
※ 市街地：都市的な土地利用が図られるところ  
郊外地：低密度な土地利用が図られるところ

③郊外地の将来の理想の姿

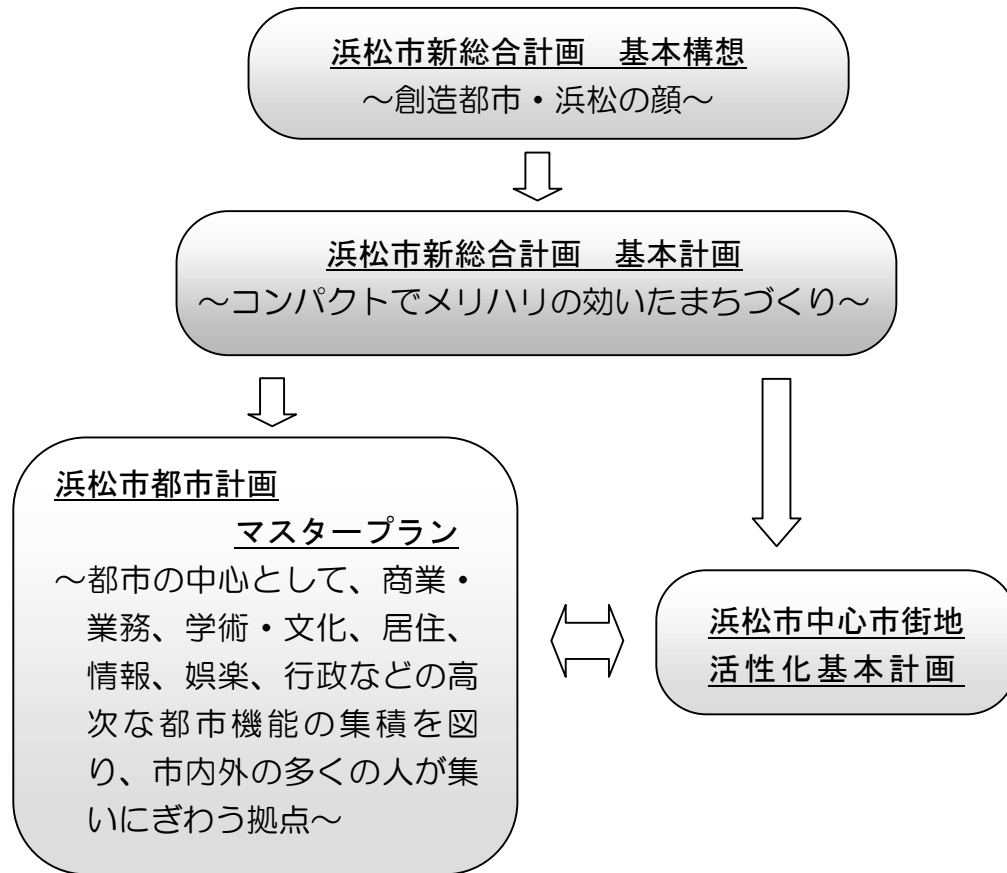
農地の集約化などが進み、産業構造の変化に対応した農業と工業のバランスある土地利用がなされるとともに、既存集落のコミュニティが維持されている

④中山間地域の将来の理想の姿

自然環境が保全されるとともに、都市部との交流が盛んに行われ、各地域の中心地では、田舎暮らしが楽しめる



## 《浜松市の各計画における中心市街地の位置づけ》



### [3] その他の事項

#### (a) 環境・エネルギー等への配慮

本市は、新エネルギー及び省エネルギーの普及促進とともに、「拠点ネットワーク型都市構造」を軸とした低炭素交通の実現を目指し、温室効果ガス削減を進める必要がある。また、間伐材の適正利用を進め、二酸化炭素の吸収源を確保していく必要がある。

このため、中心市街地の活性化においては、環境に配慮したまちづくりを推進していくことを基本とし、公共施設におけるクールシェアスポット、ウォームシェアスポットの提供などにより、環境負荷が少ない魅力ある中心市街地の形成を図るものとする。

#### (b) 国の地域活性化施策との連携

本計画と併せて、地域再生計画である「浜松まちなかにぎわい創生計画」を策定し、両計画を連携して実行することで、中心市街地のさらなる活性化を図っていく。また、平成18年12月に浜松駅周辺の40haが都市再生緊急整備地域の指定を受けており、旭・板屋A地区第一種市街地再開発事業などの取組を行うことで、都市機能のさらなる増進を図ることとしている。

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 3 中心市街地活性化の目標に記載
	認定の手續	9〔2〕に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2 中心市街地の位置及び区域に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11 その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4から8までに記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3 中心市街地活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8までに記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8までに記載